

企業会計基準適用指針公開草案第70号（企業会計基準適用指針第30号の改正案）

「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針公開草案第70号（企業会計基準適用指針第30号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（2020年12月25日公表）（以下「本公開草案」という。）

2. コメント募集期間

2020年12月25日～2021年2月25日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2021年3月26日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL3	田淵 隆明	公認システム監査人 特定行政書士 IFRS・連結会計・ 公共政策コンサルタント
CL4	服部 隆	CMA、CIIA

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（質問1）代替的な取扱いの要否に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（質問2）代替的な取扱いに関する質問		
（全体を支持するコメント）		
2) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（その他のコメント）		
3) 適切な要件を定めることについて	<p>代替的な取扱いは、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で容認されるものである（企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第164項）。代替的な取扱いを無条件に継続的に適用することとする場合、決算時の状況によって、適正表示及び財務諸表間の比較可能性の妨げになる可能性があると考えられる。</p> <p>財務諸表の数値が著しく不合理となることが見込まれない場合にのみ、本公開草案で提案されている代替的な取扱いを適用することを想定しているのであれば、その旨を本公開草案第103-2項に要件として定めることが適切と考える。</p>	<p>本代替的な取扱いは、見積りの実務的な困難性に対応し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で具体的な見積方法を定めたものである（本公開草案第176-3項）が、各期において本則との乖離度合いを確認するようなことを定めた場合、実務に資するために代替的な取扱いを定めた趣旨を損なう可能性があり、特段の対応は行わない。</p>
4) 単価の見積	単価見積りは、「決算月の前年同月の平均単価」以外を基礎とすることは認められない、	本代替的な取扱いは、財務諸表間の比較

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
りについて	<p>ということか確認したい。前年度に特殊要因、例えば大地震・異常気象・パンデミック等、に伴う一時的で大規模なエネルギー消費構造変化等があったが、当年度はその特殊要因がなくなった場合に、前年同月を基礎とすることが合理的でないケースも想定し得るため、他のより合理的なヒストリカルデータを基礎とする選択肢を排除しないよう、例えば「決算月の前年同月等の平均単価を基礎とすることができる」に修正することを提案する。</p>	<p>可能性を大きく損なわせない範囲で見積方法を具体的に定めたものであり、選択肢を増やした場合、当該趣旨を損なう可能性があり、特段の対応は行わない。</p>
5) 注記を義務付けることについて	<p>基本料金や従量性料金などの計算式については、有価証券報告書や四半期報告書に注記することを義務付けるべきである。また、単価の変更なども、認可申請の段階から申請内容に関して注記することを義務付けるべきである。</p>	<p>取引価格の算定については、開示目的に照らし、会計基準第 80-16 項（取引価格の算定に関する情報）等に基づいて注記の要否を判断することとしており、本件に限定した注記は特段設けない。</p>
(質問 3) その他		
(その他のコメント)		
6) 単価の見積りについて	<p>単価の見積りについて、「決算月の前年同月の平均単価」ではなく、「決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができる」と記載されている趣旨は、必要に応じて、使用量に応じた変動分以外の燃料費の高騰による単価の調整や料金改定など、何らかの調整を行うことを意図しているとして理解したが、その旨を明らかにすることが必要と考えられる。</p> <p>本公開草案第 176-4 項には、「また、電気事業及びガス事業では、契約の種類、使用量、時間帯等によって単価が変動する料金体系を採用していることがあり、単価の見積りについては、使用量等に応じて、それらの構成比の変動等を調整することが考えられるが、このような調整を行うことは実務的に困難である可能性があるため、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができることとした。」と記載されている。</p> <p>この表現では、「使用量等に応じて、それらの構成比の変動」を調整することだけでは</p>	<p>本公開草案において、単価の見積りについて、決算月の前年同月の平均単価を基礎とするとした趣旨は、使用量に応じて単価を見積ることの困難性に対応したものである。「基礎とする」は、実務上、困難性が低い項目について調整することを想定したものであり、それ以上限定することは代替的な取扱いを設ける趣旨を損なう可能性があり、特段の対応を行わない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>なく、決算月の前年同月からの燃料費の高騰による単価の調整や料金改定などを調整することも困難である可能性があり、このような調整もしないことを想定しているとの誤解が生じるため、そうではないことを明らかにすることが必要と考えられる。</p>	

以 上